○揖斐川町鳥獣被害対策協議会　鳥獣被害防止対策事業補助金交付規則

(目的)

第1条　この規則は、農産物の被害を防止するために、その他防止対策施設に対して補助金を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金交付対象)

第2条　前条の補助金交付の対象とする者は、町内において鳥獣被害防止対策事業を実施しようとする町内に耕作農地を所有し、町税及びこれに準ずる納付金の滞納のない農業者で、同一場所、同一農業者につき1回限りとする。

2　対象機材については、有害鳥獣被害防止を目的とするすべての機材とし、当該年度に設置したものに限る。

(補助金交付申請)

第3条　補助金を受けようとする者は、鳥獣被害防止対策事業補助金交付申請書(様式第1号)

　　に必要な事項を記載の上、次の書類を添えて協議会長に提出しあらかじめ当該事業実施承諾をうけなければならない。

（１）購入予定資材の見積書(写しでも可)

　　　（２）位置図（設置個所が把握できるもの）

　　　（３）現況写真

(交付決定及び通知)

第4条　協議会長は、前条の規定による申請があったときは、当該事業の内容及び書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、鳥獣被害防止対策事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助事業者に通知するものとする。

2　前項の補助金交付決定通知を受けた者は、実績報告書及び鳥獣被害防止対策事業補助金請求書及び口座振込依頼書（様式第2号）を協議会長に提出しなければならない。

(補助金額)

第5条　補助金の額は、１申請あたり上限4万円とする。ただし、共同設置の場合は、

　購入金額の１／２とする。

(補助金の交付)

第6条　補助金の交付は、本人又は代表者からの交付申請に基づき交付する。

(補助金交付の取消し)

第7条　協議会長は、補助金交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　不正な手段により補助金を受けたとき。

(2)　補助金を他の目的用途に使用したとき。

(3)　補助金交付の条件に違反したとき。

(4)　正当な理由がなく協議会長の指示に従わないとき。

(補助金の返還)

第8条　協議会長が、補助金の交付を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条　この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、協議会長が別に定める。

附　則

この規則は、令和４年　５月　２日から施行し、令和　４年４月１日より適用する。